

違憲状態首相：違憲状態国會議員

意見広告 (その2)

第1「主権者の多数決」論

1 代議制民主主義は、

- ①「主権者は、国民である」、
- ②「正当(な)選挙」、
- ③「国会議員の多数決」

の3本の柱から成り立っている。

代議制民主主義では、②「正当(な)選挙」(憲法前文冒頭)こそ、『国家統治の仕組み』の命綱である。なぜならば、②「正当(な)選挙」(即ち、人口基準選挙)は、③「国会議員の多数決」を「主権者(国民)の多数決」に同時変換するための『国民総参加の手続』(換言すれば、交換ゾット)だからである。

非「人口基準選挙」(=非「一人一票」選挙)によると、少数の有権者が、必ず、多数の国会議員を選出することになる。その結果、国民は、国会議員を通じて、国民の多数決で、三権を支配するという「保障」を失う。

即ち、非「人口基準選挙」は、「国民主権」と両立しない。

2 「民主主義の法理は、国民の「最大多数の最大幸福」である。

代議制民主主義は、主権者(国民)が、国会議員を通じて、国民の多数決で、国家権力(立法、行政、司法の三権)を行使するという、深い「割り切り」である。

人口の少数が、国会議員の多数を選び、その国会議員が、多数決で三権を支配したのでは、

国会議員の「最大多数の最大幸福」、ひいては、「国会議員主権国家」に成り下がる。

3 国会議員は、国会で一人一票である。

『国会議員の国会での一人一票』の根拠は、『国会議員を選出した選挙区の議員一人当たり登録有権者(主権者)の数が、同数であること』に求めざるを得ない。なぜならば、「主権者は、国会議員ではなく、国民だから」である。

全ての国会議員は、それぞれ、(いわば、各主権者(国民)からの)同数の「目に見えぬ委任状」を手に持って、国会で、国家権力の行使を国民の多数意見で決定するため、議論・投票を行う「特別な代理人」でしかない。

4 ここで、2012年仏大統領選を例にとって、『主権者(国民)の多数決』(民主主義)の問題(即ち、非「一人一票」選挙の問題)を考えてみよう。

そして、「国会議員の多数決」を「国民の多数決」に同時変換する手続は、人口基準選挙(即ち、「一人一票」選挙)しか有り得ない。

5.1.6%(1800万票)得票のオランダ氏が仏大統領に当選し、48.4%(1686万票)得票のサルコジ氏は落選した。ここで、仏大統領選は、「一人一票」である。

ところが、仮に、1.1倍の「1票の格差」(最大)(=1票対0.9票の「住所差別」=「清き0.9票」)があったとすると、オランダ氏の当選は、保障されない。

『非「一人一票」選挙(例えば、「清き0.9票」)の結果、1686万票(48.4%)のサルコジ氏が当選して、1800万票(51.6%)のオランダ氏が落選することが、オカシイことは、小学生ですら、分かることである。

5 「主権者の多数決」論を憲法の条文に基づいて論ずると、下記のとおりである。

憲法前文第一文は、冒頭、

「日本国民は、正に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」

と定めている。ここで、「行動」とは、「國家権力(即ち、立法権、行政権、司法

権の三権)の行使」を意味する。

従って、この定めは、

「日本国民は、正に選挙された国会議員の、国会での「投票行為」を通じて、国民の多数意見で(即ち、国民の多数決で)、国家権力の行使を決定し、」

を意味する。

そうだとすると、実務上可能である限り、国会議員の多数意見は、必ず国民の多数意見と一致しなければならないことになる。国会議員の多数意見が、国民の少数意見でしかないようにことが、あってはならない。

そして、「国会議員の多数決」を「国民の多数決」に同時変換する手続は、人口基準選挙(即ち、「一人一票」選挙)しか有り得ない。

6 最高裁判所平成23年判決は、国会が、選挙制度の仕組みについての立法裁量権を有することを理由として、「実務上できる限りの投票価値の平等」(=「一人一票」)を認めなかった。

しかし、第1に、国会議員は、立法裁量権の行使にあたって憲法尊重義務を負っている(憲法99条)。そのため、国会議員は、立法裁量権に基づいて、憲法上の要請である「主権者(国民)の投票権の等価値」を減殺するために、「投票価値の平等」の要請に優越する「他の憲法上の要請」を必要とする。

第2に、ところが、『国会が合理的に考慮する政策目的』は、いずれも憲法上の要請ではない。

よって、憲法の最高法規性に照らし、憲法上の要請である「投票価値の平等」は、『国会が合理的に考慮する政策目的』という「非憲法上の要請」によって、

減殺され得ない。

従って、最高裁判所平成23年判決の「判断枠組み」は、違憲である。

7 この論点を、野球に例えて、議論しよう。

最高裁判所は、アンパイラーに、利害関係者たる国会議員は、ピッチャーに例えられる。

最高裁判所平成23年判決は、ベースの近傍に投込まれた球については、利害関係者たるピッチャー(国会議員)に、「ボールか、ストライクか」の判定権を与えるに等しい。

同判決は、アンパイラー(最高裁判所)は、球がベースから大きく逸れた時だけ、『ボール』(憲法違反)の判定をすると言っているようなものである。

これでは、野球にならない。

●上記1~7が、「主権者の多数決」論である。

第2 23の判決は、実質的な理由を記述することなく、「主権者の多数決」論を否定した

1 弁護士グループが全国で提訴した「一人一票」裁判につき、22(件)の高裁判決と、2(件)の最高裁「違憲状態判決」が下された。

2 弁護士グループは、法廷で、

「主権者の多数決」論(即ち、『憲法は、「主権者が、国会議員を通じて、主権者の多数決で、国家権力(行政、立法、司法の三権)を行使すること』を保障している』との法理論)

を前面に立てて主張した。というのは、平等論では、従来の累積した判例の、「一票の格差」・3倍基準(衆院選)又は同6倍基準(参院選)の壁を突破で

きない、と予測したからである。

3 これらの24の判決のうち、2011年福岡高裁判決(廣田民生裁判長、高橋亮介裁判官、塚原聰裁判官)は、見事に「一人一票判決」を下した。

後世の歴史家は、2011年福岡高裁判決を、【一人一票の保障の無かった日本を『(国民が、国民の多数意見で国家権力を行使する)国』に変えた司法判断】の最初の判決と評価するであろう。

しかし、その他の23の判決は、いずれも、この「主権者の多数決」論に実質的に触れることなく、平等論に基づいて、「一人一票」否定の判決を下した。

よって、23の判決は、いずれも、答案に例えて言えば、質問(「主権者の多数決」論の当否の質問)に答えず、質問されていない質問(「平等論」の当否の質問)に答えたようなものである。高校入試では、質問に答えない答案は、零点である。

4 もし、延べ30名の最高裁判事(30=2(最高裁判大法廷の数)×15(最高裁判大法廷当り、15名))と63名

の高裁判事(63=21(高裁判の裁判体の数)×3(裁判体当り、3名))が、全員(93名)、法律論として、「主権者の多数決」論を実質的に否定しない以上、最高裁判所と高等裁判所は、正々堂々と、日本のために、「主権者の多数決」論を肯定して、「一人一票」判決を下すのが、筋であろう。

5 一人一票裁判は、国家権力の正当性を問う重大裁判である。それは、1億2700万人の全主権者(国民)の利害に直接関係する。それにも拘わらず、23の裁判体全てが、「主権者の多数決」論に正対して、そ

の当否を判断しないこと』は、「日本國のあり方」として、「あってはならないこと』である。

第3「違憲状態首相」

1 最高裁は、2011年3月、「衆院選は、違憲状態」と判決し、2012年10月、「参院選も、違憲状態」と判決した。ということは、

① 現職の国会議員は、「違憲状態国議員」である。

② 「違憲状態国会」によって指名された野田総理大臣は、「違憲状態首相」である。

③ 「違憲状態内閣」によって、任命された最高裁判官は、「違憲状態最高裁判官」である。「違憲状態内閣」により任命された高裁判官、地裁判官は、「違憲状態高裁判官」、「違憲状態地裁判官」である。

④ 「違憲状態首相」によって直接又は間接に、任命されている国家公務員も、「違憲状態国家公務員」である。

2 今、国家権力(行政権、立法権、司法権の三権)は、野田「違憲状態首相」、「違憲状態国家公務員」、「違憲状態国会議員」、「違憲状態裁判官」、「違憲状態検察官」によって、日々、「違憲状態の法律」に従って行使されている。

よって、国家権力(課税権を含む)は、実質的に、正当性を欠いている。

その意味で、日本は、「法治國家」ではない。

事は、深刻である。



あなたの1票が何票の価値かチェック!

<http://www.ippyo.org/>

一人一票 検索

[お問い合わせ] ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221

[お問い合わせ] EmailとFaxのみで受付けております。

連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議